

甲府市介護サービス指定候補事業者の公募に関する取扱要綱

平成 24 年 4 月 1 日

福第 6 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文、法第 42 条の 2 第 1 項本文、法第 48 条第 1 項本文、法第 53 条第 1 項本文及び法第 54 条の 2 第 1 項本文の規定による指定を、法第 70 条第 4 項及び第 5 項並びに法第 78 条の 2 第 6 項第 4 号、法第 78 条の 13 第 1 項、法第 94 条第 5 項及び法第 107 条第 5 項の規定に基づき、公募により指定候補事業者を選定するについて、その公募等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス及び法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。
- (2) 広域型サービス 法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス、法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設及び法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスをいう。
- (3) 指定候補事業者 法第 41 条第 1 項本文、法第 42 条の 2 第 1 項本文、法第 48 条第 1 項本文、法第 53 条第 1 項本文及び法第 54 条の 2 第 1 項本文の規定により指定を行う候補者として、甲府市介護サービス指定候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定され、市長が決定した事業者をいう。
- (4) 応募事業者 指定候補事業者の公募に対して、応募しようとする事業者又は応募した事業者をいう。

(介護サービスの整備計画)

第 3 指定候補事業者の公募は、甲府市介護保険事業計画に基づいて策定する「介護サービスの整備に関する基本方針及び整備計画」（以下「整備計画」という。）により、整備を行う介護サービスの種類、箇所数、年度及び区域等を対象として行うものとする。

(公募手続)

第 4 「甲府市介護サービス指定候補事業者公募要領」（以下「公募要領」という。）を別に定め、この要綱に定めるものの他公募に必要な事項を公表するものとする。

- 2 市長は、公募を行う旨を甲府市広報及びホームページへ掲載するものとする。
- 3 応募の受付期間は、概ね 1 ヶ月程度とする。
- 4 指定候補事業者の選考の結果、指定候補事業者を決定しなかったときは、当該選考後の一定期間内に再度公募を行うものとする。

(応募方法)

第 5 応募事業者は、公募要領に基づき、介護サービス事業者応募申請書（以下「応募申請書」という。）に必要な書類を添付し、応募の受付期間内に提出しなければならない。

（指定候補事業者の選考方法）

第 6 応募機会の公平性を期するため、応募申請書を受付期間内に提出した応募事業者を選考の対象とする。

- 2 指定候補事業者の選考は、第 1 次審査として書類審査と現地調査を福祉保健部において行い、第 2 次審査として応募事業者のプレゼンテーション及び面接審査を選定委員会において行うものとする。
- 3 前項の選定委員会の設置等に関して必要な事項は、甲府市介護サービス指定候補事業者選定委員会要綱により定めるものとする。

（選考基準）

第 7 第 1 次審査選考基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応募申請書類に不備がないこと。
- (2) 法第 70 条第 2 項各号、法第 78 条の 2 第 4 項各号、法第 86 条第 2 項各号、法第 94 条第 3 項各号、法第 107 条第 3 項各号、法第 115 条の 2 第 2 項各号及び法第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
- (3) 本市が策定する整備計画及び公募要領に沿っていること。

2 第 2 次審査選考基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応募申請書、プレゼンテーション及び面接審査の結果を評価し、別に定める介護サービス指定候補事業者審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づいて採点を行い、選定委員会の委員の平均点が最も高い応募事業者を指定候補事業者として選定する。
- (2) 前号の選考の結果、選定委員会の委員の平均点が配点の 60%未満である場合は、応募事業者が 1 事業者の場合であっても、不選定とする。

3 前項の第 2 次審査は、第 1 次審査に合格した応募事業者を対象として行うものとする。

（選定結果の通知と公表）

第 8 応募事業者の選定結果については、介護サービス指定候補事業者選定結果通知書（様式第 1 号）により通知するものとする。

2 応募事業者ごとの審査基準表における評価項目別の採点結果については、選定委員会の委員の平均点を、甲府市ホームページに掲載するものとする。ただし、この場合において不選定となった応募事業者の名称は公表しないものとする。

（指定候補事業者の辞退又は取消し）

第 9 指定候補事業者が辞退する場合は、辞退届（様式第 2 号）を提出するものとする。

2 前項の辞退をした場合は、特別な事情があると本市が認めた場合を除き、当該介護保険事業計画期間中は同一サービスの応募事業者として、応募できないものとする。

3 市長は、指定候補事業者が第 7 第 1 項の選考基準に該当しないことが明らかになったときは、指定

候補事業者の決定を取り消すものとする。

(その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。